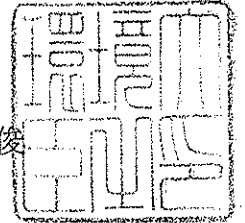


諮問第225号
環自総発第070731002号
平成19年7月31日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣
若 林 正 俊



動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく
諸基準の改定について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第43条の規定に基づき、下記に掲げる項目に係る貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく基準、措置等については、平成17年6月に公布された動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）を踏まえ、必要に応じ改定等を行っているところである。このような状況の中、昨今の動物の愛護管理を取り巻く社会情勢の変化等により、現状に沿わなくなった下記の基準等の改定について、貴審議会の意見を求めるものである。

記

1. 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第105号）（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき環境大臣が定める、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準について
2. 法第40条第2項の規定に基づき環境大臣が定める、動物の処分方法に関する指針について